

東日本大震災復興関連事業チェックシート										(農林水産省)	
事業名		災害復興林業信用保証事業			担当部局庁		林野庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		平成23年度～			担当課室		林政部企画課		企画課長 安東 隆		
会計区分		一般会計			施策名		⑭林産物の供給及び利用の確保				
根拠法令		独立行政法人通則法第46条			関係する計画、通知等		森林・林業基本計画				
事業の目的		東日本大震災により、東北地方をはじめ北海道から関東地方の広範囲において林業者や木材産業者が被害を受けており、被災した林業者・木材産業者が自らの事業を復興していくために、施設の再建や新たな事業用の資材の調達などに必要な資金の円滑化を図ることが必要である。									
事業概要		被災した林業者・木材産業者が、復興に向けた事業に必要な資金を円滑に融通できるよう、被災林業者等の災害復旧・復興関係資金の調達に係る保証について、利用者の負担軽減を図るための保証料助成を行う。									
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他									
23年度予算額 (単位:百万円)		当初		第 1 次補正		第 2 次補正		第 3 次補正		計	
		-		9, 370		-		130		9, 500	
成果目標 (アウトカム)		成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込
					23年度	(年度)					
		本事業の対象とした保証引受見込額(153億円)を目安として林業者等の資金調達の円滑化を目指す。		億円	-	-		保証引受金額		億円	(182) 153
単位当たりコスト		(23年度1次補正 234(千円／件)) 212(千円／件)				算出根拠		予算額(130百万円)÷保証件数見込み(612件(153億円÷25百万円(1件当たり平均保証引受額)))			
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						本事業は、被災林業者等が復旧・復興に向けた事業実施のために必要な資金調達の円滑化を図るものであり、「復興への提言」(5)①、「東日本大震災からの復興の基本方針」5(3)④林業(i)との整合性がとられている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						被災地から金融に係る負担軽減措置が要望されており、さらに被災林業者等から保証申込相談があることから、優先的に実施する必要がある。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						本事業は、林野庁が実施する補助事業を補完するものであり、比較的少ない予算額で補助事業の円滑な実施が図られるなど相乗効果が期待される事業である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						本事業は、被災林業者等の資金借入の円滑化を図るものであり、金融による支援は事業費と比較して少ない予算額で事業を実施することが可能であることから、十分に費用対効果は高い。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						事業実施者である独立行政法人農林漁業信用基金は、国、民間、自治体からの出資により設立された林業信用保証を行う全国唯一の公的保証機関であり、本事業は信用保証事業について国が支援するものであり、役割分担は明確。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						本事業は、林野庁が実施する補助事業と連動して実施される仕組みとなっており、他事業との整合性、計画性に問題はない。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						既存の信用保証制度の拡充措置であり、直ちに事業実施が可能である。信用基金において保証引受実績として毎月計数管理を行い、定期的の実績報告を行うなど事業執行の透明性の確保及び適切な進行管理が可能。					